

【厚生労働委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件（うち本院先議2件、衆議院継続1件）、衆議院厚生労働委員長提出1件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願54種類1,435件のうち、5種102件を採択した。

〔法律案の審査〕

確定拠出年金法案は、第150回国会において衆議院で継続審査に付されたものであるが、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与しようとするものである。

委員会においては、確定拠出年金制度の意義、拠出限度額の根拠、加入者に対する関係機関の忠実義務の確保、投資教育の在り方、企業において確定拠出年金を採用する場合の適正な労使合意の確保等について、質疑が行われた後、討論に入ったところ、日本共産党を代表して井上理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、11項目にわたる附帯決議が付された。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るために、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものである。

委員会においては、遺骨収集の現状とDNA鑑定の検討状況、国籍要件の見直し、毒ガス障害者対策等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。

平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成13年度における特例措置として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、物価の変動に応じた減額改定を行わず、平成12年度と同額に据え置こうとするものである。

委員会においては、基礎年金の国庫負担率の引上げスケジュール、物価スライド制の在り方、障害年金の認定基準、学生の納付特例制度等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、労働時間の短縮について、政府目標である年間総実労働時間1,800時間が未達成であることにかんがみ、今後も事業主等による労働時間の短縮に向けた自主的な努力を促進するため、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の廃止期限を平成18年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

委員会においては、1,800時間達成の見通し、サービス残業の解消、中小企業における労働時間短縮促進、年休の取得率向上、時間外労働の規制強化等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。なお、6項目にわたる附帯決議が付された。

経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案は、経済社会の変化に対応して円滑な再就職を促進するため、事業主による離職予定者の再就職支援を促進するとともに、都道府県が策定する計画に基づく地域雇用開発の推進、職業能力の適正な評価のための制度の整備等を行おうとするものである。

委員会においては、雇用失業情勢の見通しと雇用創出策、再就職援助促進措置が安易な解雇の促進につながらないようにするための方策、募集・採用時における年齢制限緩和のための努力義務規定の実効性、地域雇用開発に係る計画に労使の意見反映の必要性、障害者の雇用確保の重要性等について質疑が行われた後、討論に入ったところ、日本共産党を代表して井上理事より反対する旨の意見が述べられた。討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、8項目にわたる附帯決議が付された。

厚生労働

確定給付企業年金法案は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約する確定給付企業年金について、規約型または基金型により実施することとし、積立基準の設定、行為準則の明確化、情報開示等の受給権保護を図ることによって、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援しようとするものであるが、衆議院において、確定給付企業年金を実施する事業主等及び厚生年金基金は、加入者等に対し行う業務の概況についての情報提供を、受給者に対しても同様に行うよう努める旨の規定を追加する修正が行われた。

委員会においては、支払保証制度の必要性、新制度への移行を円滑に行うための具体的措置、厚生年金基金の代行給付部分の返上の在り方、企業年金税制の在り方、企業年金における年金給付の性格等について、質疑が行われた後、討論に入ったところ、日本共産党を代表して小池委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、10項目にわたる附帯決議が付された。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案は、企業組織の再編や人事労務管理の個別化が進む中で、解雇や労働条件の変更等をめぐり、労働者個人と事業主との間の紛争が増加していることから、これら個別労働関係紛争の迅速かつ適正な解決を図るために、都道府県労働局長による情報提供や助言・指導、紛争調整委員会による紛争解決のためのあっせん制度の創設等の措置を講じようとするものであるが、衆議院において、個別労働関係紛争の未然防止や解決促進に向けて地方公共団体が取り組むべき施策の一つとして、あっせんを明記するなどの修正が行われた。

委員会においては、個別労働関係紛争の現状、労働委員会を中心とする紛争解決システム構築の必要性、紛争予防のための法整備の必要性、紛争調整委員会の委員の任命基準、あっせん制度の実効性確保策等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。なお、7項目にわたる附帯決議が付された。

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案は、本院先議で審査され、障害者の社会経済活動への参加の促進等を図るため、医師等の資格制度、薬局開設等の許認可要件等において、障害を特定して、資格等を与えないこととしている欠格事由について、障害を特定せず、業務を行う能力に応じて資格等を与えることとする等、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るほか、医療関係資格の中で守秘義務規定が設けられていない保健婦、看護婦、准看護婦及び歯科技工士について守秘義務規定を整備するものである。

委員会においては、欠格事由見直しの全体像、改正の理念及び方向性、相対的欠格事由の具体的基準、不服申立て制度の在り方、障害者の教育・資格取得・就業に関する支援の拡充等についての質疑とともに、参考人からの意見聴取が行われた後、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、二院クラブ・自由連合、さきがけ環境会議を代表して、亀谷理事より、附則に、施行後5年を目途とする検討条項を追加する旨の修正の動議が提出された。順次採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はそれぞれ全会一致で可決され、本法律案は修正議決された。なお、9項目にわたる附帯決議が付された。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案は、公的年金制度の一元化の一環として、農林漁業団体職員共済組合の年金給付等を厚生年金保険へ統合するとともに、当該共済組合の組合員であった期間を有する者に対して、統合後においてもなお存続する当該共済組合が特例年金給付の支給等の業務を行う等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、被用者年金制度一元化の意味と今後の取組、農林年金統合に際しての移管金の額及び移管方法、旧農林共済組合員の上乗せ保険料の根拠、被用者年金各制度の財政状況等に関する情報公開の実施の必要性等について、質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。なお、4項目にわたる附帯決議が付された。

水道法の一部を改正する法律案は、本院先議で審査され、水道事業については、市町村の経営する中小規模の事業者が大半を占め、施設の老朽化が進む中、地下水汚染、病原性微生物の問題などの新たな課題に適切に対処することが困難な状況にあること、また、水道法が適用されていない自家用水道や、ビル等の建物内の水道においても、不適切な管理から衛生上の問題が生じていることにかんがみ、水道の管理を適正なものとし、かつ、水道水の安定供給を図るために、水道事業の広域化を促進するための規定を整備するとともに、専用水道の範囲の拡大、貯水槽水道に関する責任の明確化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、法整備を含めた水行政に関する総合的な施策の必要性、貯水槽水道の管理の在り方、鉛に関する水質基準の早急な見直し、水道事業の第三者への業務委託の考え方等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。なお、5項目にわたる附帯決議が付された。

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案は、ハンセン病の患者であった者等の置かれていた状況にかんがみ、ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するため、ハンセン病療養所入所者等に対し、その者の請求により補償金を支給するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表すなど所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本法律案の提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、補償金の法的性格、ハンセン病患者・元患者の名誉回復措置の内容、隔離政策等に対する歴史的検証の必要性、ハンセン病療養所の不自由者棟における看護体制の充実等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。

なお、本法律案の審査に先立ち、ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会及び全国ハンセン病療養所入所者協議会の関係者を参考人として招致し、意見を聴取した。

〔国政調査等〕

3月15日、坂口厚生労働大臣から所信を、増田厚生労働副大臣から平成13年度厚生労働省関係予算の概要説明を聴取した。次いで、旧国民福祉委員会が第150回国会閉会後の平成13年1月16日から17日までの2日間、高齢者医療及び介護保険の実施状況等に関する実情を調査するため長野県及び山梨県に行った委員派遣について、本委員会の参考に資するため派遣委員の報告を聴取した。

次に、財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団問題について質疑が行われ、KSD問題に関する調査の概要、KSD問題にかかる処分内容に対する厚生労働大臣の所見、KSD豊明会による政治献金の実態、KSDの会員勧誘に際して信金等関与の実態の調査状況、公益法人に対する厚生労働省の今後の指導監督方針と強制力担保の必要性、ものづくり大学の設立理念と開校の進捗状況、アイムジャパンに対する厚生労働省の改善勧告の内容、外国人研修生の研修内容を改善する必要性等の問題が取り上げられた。

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度厚生労働省関係予算を審査し、介護保険制度の在宅サービスの利用割合が低いことへの認識、介護保険制度が雇用失業情勢に与えた影響、高次脳障害支援モデル事業の創設趣旨、公益法人への助成金の在り方、公益法人に対する指導・監督体制の強化策等について質疑が行われた。

次に、社会保障及び労働問題等に関する調査を行い、厚生労働行政の基本施策について、社会保障制度改革についての基本的考え方、歯科医師の臨床研修の必修化に向けた体制整備の状況、医師・病床の地域偏在の是正、身体障害者福祉法における呼吸器機能障害の位置付け、児童虐待問題における児童相談所の対応、介護制度における高齢者生活福祉センターの充実の必要性、特定疾患治療研究事業の見直しの是非、血液凝固因子製剤フィブリノゲンによるC型肝炎問題、雇用創出のための具体的取組、ホームレスの現状と今後の対策等の質疑が行われた。

4月3日、社会保障及び労働問題等に関する調査を行い、厚生労働行政の基本施策について、社会保障改革大綱の内容、医療分野における規制改革、高齢者医療制度の見直し、介護保険の施行状況、小児医療体制の充実、医療機関と養護学校の連携、病院薬剤師の配置基準、医療事故の防止策、母子家庭・父子家庭対策、自閉症対策、労働時間の短縮策、外国人技能実習生問題等について質疑が行われた。

5月22日、小泉内閣発足に伴い、坂口厚生労働大臣から厚生労働行政の基本政策について所信を聴取した。

5月24日、厚生労働行政の基本施策について質疑が行われ、ハンセン病訴訟の熊本地裁判決に対し政府が控訴断念をした背景と理由、ハンセン病隔離政策の原因と今後の対応、食品の安全性確保に向けた取組状況、ドクターへリ導入の経緯と今後の展望、知的障害者・精神障害者に対する福祉施策の在り方、経済構造改革に伴う追加的雇用対策の必要性、保育行政の在り方、高齢者の住宅確保及び改修の促進、国立病院統廃合の不合理性、高齢者医療制度改革問題、ヤコブ病訴訟に対する政府の対応、パートタイム労働者対策の在り方、中途障害者に対する雇用政策、点字図書館録音テープの利用制度の在り方等の問題が取り上げられた。

5月31日、ハンセン病問題について質疑が行われ、ハンセン病に関する厚生行政についての責任に対する大臣所感、患者・元患者に対する補償問題、ハンセン病に対する差別・

偏見を解消するための施策の必要性、ハンセン病療養所入所者の処遇改善の状況、ハンセン病資料館の充実、ハンセン病に関する過去の厚生行政を検証する委員会等の必要性、患者に対して行ってきた優生手術の実態、政府声明を閣議決定とした理由、隔離政策継続を国会の不作為とした熊本地裁判決への対応の在り方、ハンセン病療養所入所者を国民健康保険の適用除外とすることの問題点、平成8年のらい予防法廃止法案に対する参議院厚生委員会の附帯決議への政府の対応状況等の問題が取り上げられた。

6月14日、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案の審査に先立ち、ハンセン病問題について、5名の参考人から意見を聴取した。

6月26日、坂口厚生労働大臣から臓器の移植に関する法律に対する附帯決議に基づき、臓器移植の実施状況等について報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成13年2月6日（火）（第1回）

- 理事を選任した。

○平成13年3月15日（木）（第2回）

- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣から所信を聴いた。
- 平成13年度厚生労働省関係予算に関する件について増田厚生労働副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団問題に関する件について坂口厚生労働大臣、増田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年3月22日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）
(厚生労働省所管)について坂口厚生労働大臣、樹屋厚生労働副大臣、増田厚生労働副大臣、今村国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣、樹屋厚生労働副大臣、増田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。
- 平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月27日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、増田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第22号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連、さき
反対会派 なし
- 平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、樹屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第23号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連、さき
反対会派 なし
- 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆

議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月29日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、増田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第24号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、社民、二連、さき
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成13年4月3日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 社会保障改革大綱に関する件、医療分野における規制改革に関する件、高齢者医療制度の見直しに関する件、介護保険の施行状況に関する件、小児医療体制の充実に関する件、医療機関と養護学校の連携に関する件、病院薬剤師の配置基準に関する件、医療事故の防止に関する件、母子家庭・父子家庭対策に関する件、自閉症対策に関する件、労働時間の短縮に関する件及び外国人技能実習生に関する件について坂口厚生労働大臣、舛屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年4月5日（木）（第7回）

- 参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）について坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）について参考人川崎医療福祉大学学長江草安彦君、全国自治体病院協議会精神病院特別部会副部会長金子晃一君、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会会长吉本哲夫君及び障害者インターナショナル日本会議障害者権利擁護センター所長金政玉君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、坂口厚生労働大臣、坂井内閣府副大臣、舛屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、修正議決した。

（閣法第82号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、社民、二連、さき
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成13年4月10日（火）（第8回）

- 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年4月12日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、増田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第31号）賛成会派　自保、民主、公明、社民、二連、さき
反対会派　共産
なお、附帯決議を行った。

○平成13年5月22日（火）（第10回）

- 厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣から所信を聴いた。

○平成13年5月24日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣、舛屋厚生労働副大臣、南野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 水道法の一部を改正する法律案（閣法第89号）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月29日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 水道法の一部を改正する法律案（閣法第89号）について坂口厚生労働大臣、舛屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第89号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、社民、二連、さき
反対会派　なし
なお、附帯決議を行った。

- 確定給付企業年金法案（閣法第34号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員福島豊君から説明を聴いた。

○平成13年5月31日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ハンセン病問題に関する件について坂口厚生労働大臣、舛屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月5日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 確定給付企業年金法案（閣法第34号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、舛屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月7日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 確定給付企業年金法案（閣法第34号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、松

下内閣府副大臣、榎屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第34号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、二連、さき
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成13年6月14日(木)(第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ハンセン病問題に関する件について参考人ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会会長曾我野一美君、「らい予防法」違憲国賠西日本訴訟原告団副団長志村康君、ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会会长代理伊藤雄二君、全国ハンセン病療養所入所者協議会会长高瀬重二郎君及び全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局長神美知宏君から意見を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案(衆第47号)(衆議院提出)について提出者衆議院厚生労働委員長鈴木俊一君から趣旨説明を聴き、同君、坂口厚生労働大臣、榎屋厚生労働副大臣、横内法務副大臣、政府参考人及び衆議院法制局当局に対し質疑を行った後、可決した。

(衆第47号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連、さき
反対会派 なし

- 確定拠出年金法案(第150回国会閣法第21号)(衆議院送付)について坂口厚生労働大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成13年6月19日(火)(第17回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 確定拠出年金法案(第150回国会閣法第21号)(衆議院送付)について坂口厚生労働大臣、榎屋厚生労働副大臣、松下内閣府副大臣、村上財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月21日(木)(第18回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 確定拠出年金法案(第150回国会閣法第21号)(衆議院送付)について坂口厚生労働大臣、竹中経済財政政策担当大臣、榎屋厚生労働副大臣、村田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(第150回国会閣法第21号) 賛成会派 自保、民主、公明、二連
反対会派 共産、社民、さき

なお、附帯決議を行った。

- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案(閣法第83号)(衆議院送付)について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月26日（火）（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案（閣法第83号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、舛屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第83号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、社民、二連、さき
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院厚生労働委員長代理吉田幸弘君から説明を聴いた。
- 臓器移植に関する件について坂口厚生労働大臣から報告を聴いた。

○平成13年6月28日（木）（第20回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、南野厚生労働副大臣、中川法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第44号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、社民、二連、さき
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

- 請願第7号外101件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第2号外1,332件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

(1) 障害年金に係る扶養加給額の引上げ

障害年金受給者に配偶者以外の扶養親族がある場合の扶養加給額を、平成13年4月分から年額7万2,000円（現行年額6万6,000円）に増額する。

(2) 遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を、公務死に係る額について、平成13年4月分から年額195万9,200円（現行年額195万6,200円）に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても増額する等とする。

2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

(1) 新たに戦傷病者等の妻になった者への支給

平成5年4月2日以後に戦傷病者等の妻となった者に対し、特別給付金として額面15万円、5年償還の国債を支給する。

(2) 戦傷病者等の妻で当該戦傷病者等が平病死した者への支給

平成5年4月1日から平成8年9月30日までの間に、夫たる戦傷病者等が平病死した場合に、その妻に特別給付金として額面5万円、5年償還の国債を支給する。

3 施行期日

この法律は、平成13年4月1日から施行する。ただし、2については同年10月1日から施行する。

平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成13年度における特例措置として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、物価の変動に応じた減額改定を行わず、平成12年度と同額に据え置くこととするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 平成13年度において特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付並びに農業者年金基金法による年金給付について、平成10年の年平均の消費者物価指数に対する平成12年の年平均の消費者物価指数の比率を基準とする額の改定の措

- 置を講じないこととする。
- 2 この法律は、平成13年4月1日から施行する。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第24号)

【要旨】

本法律案は、労働時間の短縮について、政府目標である年間総実労働時間1,800時間が未達成であることから、今後も引き続き労働時間の短縮に向けた施策を講ずる必要があるため、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の廃止期限を平成18年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

なお、本法律の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、累次の経済計画における国際公約ともなっている年間総実労働時間1,800時間が未だ達成されていないことも踏まえ、一日も早く国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現できるよう、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 政府目標である年間総実労働時間1,800時間を早期に実現するため、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、本法に基づく実効性ある労働時間短縮推進計画を策定し、政府の強い指導により労働時間短縮対策を総合的に推進すること。
- 2 年次有給休暇の取得率向上に向けて、計画年休制度の導入促進や長期休暇制度の普及促進等実効性ある施策を推進すること。
- 3 時間外労働を削減するため、限度基準に基づく指導に努めるとともに、「所定外労働削減要綱」について、実効性を高めるよう見直しを行い、これに基づく周知を行うこと。また、いわゆる「サービス残業」は違法であることから、この解消に向けて、始業、終業時刻の把握等労働時間管理の徹底を指導するなど、重点的な監督指導を行うこと。
- 4 男女共同参画社会に向けた新しい働き方の実現のための時間外労働の限度基準の見直し、並びに、時間外・休日及び深夜労働の割増率の水準の見直しについて、検討を行うこと。
- 5 本年4月1日より1週44時間に短縮される特例措置対象事業場を含め中小零細企業における労働時間短縮の促進のための環境整備その他必要な援助等を行うこと。
- 6 変形労働時間制及び裁量労働制の運用に当たっては、長時間労働にならないよう適切な監督指導を実施し、制度の趣旨を踏まえた適正な労働条件の確保を図るものとすること。

右決議する。

経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案(閣法第31号)

【要旨】

本法律案は、産業構造の転換等経済社会の変化が進む中で、労働者が離職を余儀なくさ

れる場合の円滑な再就職を可能とするとともに、労働者個人の自発的な能力開発を促進するなどにより、職業生活の全期間を通じてその職業の安定を図るため、必要な施策を整備充実しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の廃止

特定の業種にかかわらず離職を余儀なくされる労働者について円滑な再就職を促進するための施策を講ずることを踏まえ、同法を期限どおり平成13年6月30日をもって廃止する。

2 雇用対策法の一部改正

(1) 事業規模の縮小等を行おうとする場合に、事業主は、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければならないものとともに、政府は、認定を受けた計画に基づき対象労働者の再就職援助のための措置を講ずる事業主に対し必要な助成及び援助を行う。

(2) 中高年齢者の再就職を促進するため、事業主は、労働者がその有する能力を有效地に發揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわりなく均等な機会を与えるように努めなければならないものとする。

3 職業能力開発促進法の一部改正

労働者の職業生活の設計に即した自発的な職業能力開発を促進するため、関係者の責務及び事業主が必要に応じて講ずる措置を定めるとともに、技能検定試験に関する業務を行わせることができる民間試験機関の範囲及び当該民間試験機関に行わせができる業務の範囲の拡大を通じて、職業能力評価制度を整備する。

4 雇用保険法の一部改正

雇用安定事業として、離職を余儀なくされる労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うことができるものとする。

5 地域雇用開発等促進法の一部改正

地域の主体性をいかしつつ、就職の促進その他の地域雇用開発を図る観点から新たに整理した「雇用機会増大促進地域」等4つの地域区分について、都道府県が策定する計画を厚生労働大臣が同意し、当該計画に基づき対策を講ずる方式に改める。

6 施行期日

本法律は、一部を除き、平成13年10月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 急速なグローバリゼーションの進行など経済社会の構造変革に伴う雇用情勢の変化に機動的・弾力的に対応するため、雇用の創出とセーフティネットの整備について取り組むこと。
- 2 本改正により、雇用政策の課題である労働者が安心して働く社会を構築するため、自発的な職業能力開発を支援するとともに、ミスマッチによる構造的な失業の解消に努め、雇用の維持安定を図ること。
- 3 事業主による再就職の援助を促進するための措置については、安易な解雇を促進することのないよう十分に周知するなど適切な運用が図られること。

- 4 障害者の雇用の促進は雇用政策の重要課題であり、本改正による関係規定の削除は障害者雇用対策の重要性をいささかも減じるものではないことを認識し、景気動向を踏まえ、必要な施策の推進を図ること。
- 5 雇用就業ニーズの多様化を踏まえ、パート労働者などで短期雇用を反復継続する労働者について、フルタイム労働者との均衡等を考慮して、雇用労働条件管理の改善を進めるとともに、派遣労働者について適正な就業環境の確保を図ること。
- 6 少子高齢化が進展し、育児期後の女性の再就職希望者が多い中で、労働者の募集及び採用について年齢にかかわりなく均等な機会を与えるべき事業主の努力義務については、その趣旨に沿った適切な運用に努めること。また、国家公務員及び地方公務員についても、民間事業主へ努力義務を課すことを踏まえ、本改正の理念の具体化に向け適切な対応を図ること。
- 7 地域雇用機会増大計画、地域能力開発就職促進計画、地域求職活動援助計画又は地域高度技能活用雇用安定計画について協議を受けたときは、厚生労働大臣は、地域労使の意見が反映されるよう配慮の上、当該協議案の考え方を尊重すること。
- 8 地方労働基準審議会、地方職業安定審議会の廃止に当たっては、その果たすべき機能が適切に関係審議会に継承されるよう万全の配慮を行うこと。

右決議する。

確定給付企業年金法案（閣法第34号）

【要旨】

本法律案は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約する確定給付企業年金について、統一的な枠組みの下に必要な制度整備を行い、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 制度の枠組み

確定給付企業年金は、事業主が、労使で合意した規約に基づき信託会社、生命保険会社等と年金資金を積み立てる契約を締結する規約型か、又は、事業主とは別法人の企業年金基金を設立する基金型により実施する。

2 給付

事業主等は、加入者が老齢になった場合及び脱退した場合に給付を行うほか、障害を負った場合又は死亡した場合にも給付を行うことができるものとする。

3 掛金

事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を拠出しなければならないものとするとともに、加入者は、規約で定めるところにより、掛金の一部を負担することができるものとする。

4 受給権の保護

(1) 事業主等は、将来にわたって約束した給付が支給できるよう、約束した給付に見合う積立金を積み立てなければならないものとするとともに、少なくとも5年ごとに財

政再計算を行わなければならないものとする。

(2) 企業年金の管理又は運営に関わる者の責任や行為準則を明確化する。

(3) 事業主等は、年金規約の内容を従業員に周知し、企業年金の実施状況について加入者に情報開示する。

5 制度間の移行

規約型企業年金、基金型企業年金及び厚生年金基金との間で相互に移行できるものとするほか、確定拠出年金への移行ができるものとする。

6 税制措置

確定給付企業年金に係る給付、掛金及び積立金について、各税法で定めるところにより、税制上の必要な措置を講じるものとする。

7 施行期日

本法律は、一部を除き、平成14年4月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、確定給付企業年金を実施する事業主等及び厚生年金基金は、加入者等に対し行う業務の概況についての情報提供を、受給者に対しても同様に行いうよう努める旨の規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 支払保証制度については、企業年金の加入者及び受給者の受給権保護を図る観点から、モラルハザードの回避などに留意しつつ、引き続き、検討を加えること。
- 2 企業年金の受給者に対する情報の開示については、事業主、企業年金基金及び厚生年金基金に対し、国会修正の趣旨を踏まえて、実情に即した適切な指導を行うこと。また、企業年金が給付額の減額などの受給者にとって不利益な変更を行う場合には、適切な手続の下に行われるよう必要な措置を講ずること。
- 3 事業主、資産管理運用機関等の受託者責任については、企業年金の管理・運営に関わる者がその内容を十分理解し、適正に行動するよう指導すること。そのため、受託者責任の理念が関係者間に周知徹底するよう努めること。
- 4 適格退職年金については、確定給付企業年金等への移行が円滑に行われるよう、積立基準等につき、適切な経過措置を講ずること。
- 5 中小企業が実施している適格退職年金については、それらの確定給付企業年金への円滑な移行を促進する観点から、財政再計算について簡易な基準を設定するなど、その事務負担の軽減を図るための特段の配慮を行うこと。
- 6 厚生年金基金のいわゆる代行部分の返上については、関係法令の周知徹底を図るとともに、その返上が有価証券による現物で行われる場合には、厳正な資産評価に基づいて適正に行い、インサイダー取引等が生じることのないよう厚生年金基金を監督すること。
- 7 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の今後の在り方については、法施行後の制度間移行の状況等を踏まえ、必要な検討を行うこと。また、厚生年金基金連合会の財政については、引き続き、その情報の開示を進めるとともに健全化に努めること。
- 8 確定給付企業年金などの企業年金制度については、公的年金の上乗せ給付としての役割が期待されていることから、その一層の普及促進に努めること。

- 9 転職に伴う年金原資の移換制度については、企業年金のポータビリティを確保する観点から、引き続き、検討を加えること。
- 10 年金に対する課税の在り方については、制度間のバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討すること。
右決議する。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案（閣法第44号）

【要旨】

本法律案は、企業組織の再編や人事労務管理の個別化の進展等を背景に、解雇、労働条件の変更等をめぐる労働者個人と事業主との間の紛争が増加していることにかんがみ、これら個別労働関係紛争の簡易・迅速な解決を図るために制度を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならないこととする。
- 2 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争を未然に防止するとともに、個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、事業主等に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこととする。
- 3 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決について援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導を行うことができるとしている。
- 4 都道府県労働局に紛争調整委員会を置くこととし、都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせることとする。
- 5 地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者、事業主等に対する情報の提供、相談その他の必要な施策を推進するように努めることとし、国はこれらの施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずることとする。
- 6 この法律は、平成13年10月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、個別労働関係紛争の未然防止や自主的解決を促進するために地方公共団体が推進に努める施策として、あっせんを明記するとともに、これらの施策を知事から委任を受けて地方労働委員会が実施する場合、中央労働委員会は、当該地方労働委員会に対し、必要な助言又は指導を行うことができるとする旨の規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 個別労働関係紛争が増加しており、相当な件数にのぼるようになっているという実態等を踏まえ、これを公正、迅速、適正に解決するために、十分な体制の確立など司法、地方行政を含めた複線的な紛争解決システムの整備を図ること。

- 2 個別労働関係紛争については、企業内において、不満・苦情の段階で、これを適切に処理することが望ましいため、企業内における苦情処理機関等の整備やその活用の促進に向けた情報提供等の支援を強化すること。また、本法に基づき、労働者が紛争解決について援助を求めた場合、このことを理由に事業主が不利益な取扱いをしてはならないとの法第4条第3項の趣旨を労働関係当事者に周知徹底すること。
- 3 紛争調整委員会が男女雇用機会均等法に基づく調停等を行う場合には、機会均等調停委員会の設置の趣旨や目的、名称・設立の経緯を十分に尊重し、その扱いを明確にした運営を行うこと。
- 4 地方公共団体が地方労働委員会等において個別労働関係紛争の解決のための取組を行うに当たり、十分な連携を図るとともに、必要な支援を行うこと。また、中央労働委員会は、全国の地方労働委員会が行う個別労働関係紛争の解決のための取組に係る情報の収集及び提供その他必要な支援を行うこと。
- 5 紛争調整委員会が行うあっせんにおいては、事実の把握、紛争当事者双方からの十分な意見聴取に努めること。また、紛争調整委員会の運営状況の評価を地方労働審議会で行うとともに、職員の研鑽を図り、委員会の機能の充実を図ること。さらに、本法による個別労働関係紛争処理制度が十分に活用されるよう、本制度の周知徹底に努めるとともに、利用者の利便性を高めるために体制の充実を図ること。
- 6 都道府県労働局、地方労働委員会等における個別労働紛争解決制度については、裁判外紛争処理制度として適切に位置づけること。あわせて、労働関係事件への対応について、裁判外紛争処理と裁判所の連携を明確にし、十分な検討を行うこと。
- 7 国が行う地方労働行政については、地方公共団体と十分な連携を図るとともに、地方労使団体の意見を十分尊重するものとすること。

右決議する。

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）（先議）

【要旨】

本法律案は、障害者の社会経済活動への参加を促進するため、国民の健康及び安全に関する資格制度、許認可要件等において定められている障害者等に係る欠格事由の適正化等を図ることとし、27法律・31制度を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 障害者等に係る欠格事由の適正化等

- (1) 医師等の資格制度、薬局開設等の許認可要件等において資格等を与えないこと等とされる欠格事由のうち、障害を特定しているものについて、障害を特定しないこととし、業務を行う能力に応じて資格等を与えることができることする。
- (2) 調理師等の資格、医師国家試験の受験資格等について、障害者に係る欠格事由を廃止する。
- (3) 素行が著しく不良である者、伝染性の疾病にかかっている者等に係る欠格事由を廃止する。

止する。

(4) 資格等を与えないこととする場合の意見聴取規定を設ける。

2 守秘義務規定の整備

保健婦助産婦看護婦法につき保健婦、看護婦及び准看護婦の、歯科技工士法につき歯科技工士の守秘義務規定を整備する。

3 罰則

2の守秘義務規定に違反した場合には、保健婦、看護婦及び准看護婦は6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金に、歯科技工士は50万円以下の罰金に処すること等所要の罰則規定を整備する。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案 委員会修正

【要旨】

附則に、政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとの規定を追加する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 障害者の社会参加と平等、人権の尊重という今次制度改正の根本理念の具現化に向け、政府は終期の迫った「障害者対策に関する新長期計画」及び「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」を完全達成するとともに、引き続き次期計画及び整備目標を策定し遅滞なき総合的な障害者施策の推進に最大限の努力を講ずること。
- 2 我が国の本格的なIT社会への展開に際し、新たな技術革新が障害者の資格取得や就業における格差を生起することのないよう、デジタル・ディバイドの解消とユニバーサルデザインの普及・普遍化に努めること。
- 3 各種資格試験等においては、これが障害者にとって欠格条項に代わる事実上の資格制限や障壁とならないよう、点字受験や口述による試験の実施等、受験する障害者の障害に応じた格別の配慮を講ずること。
- 4 大学・専門学校等の教育・養成機関が、受験と教育の両面において必ずしも障害者に開かれてはいない現状にかんがみ、これら教育・養成機関での障害者に配慮した受験制度及び就学環境の改善を進め、障害者の資格取得支援のための条件整備について所要の措置を講ずること。
- 5 本法改正を実効あるものとする観点から、障害及び障害者の機能を補完する機器の開発、職場介助者等の職場における補助的手段の導入に対する事業主への助成など、関係行政機関が一体となって総合的な障害者の就業環境の整備に努めること。
- 6 現在の厳しい雇用環境にかんがみ、障害者に対する差別・偏見を除去するための啓

蒙・啓発を更に進め障害者雇用の促進を図るとともに、障害を理由とする解雇を無くすよう厳しく指導すること。さらに、とりわけ立ち遅れている精神障害者雇用の進展のため、障害者雇用促進法における雇用率の制度の在り方も含め、雇用支援策の充実について早急に検討を進めること。

- 7 本法改正に伴う省令等の策定に当たっては、医療関係者はもとより障害者関係団体など幅広い分野からの意見聴取等を図り、相対的欠格事由の的確な運用に齟齬の生じないよう努めること。
- 8 免許を与えないこととするときの不服申立てについては、専門家の意見を聴くことを含め、適切な措置を講ずること。
- 9 障害者の自立を促進するため、所得保障及び雇用確保の在り方について速やかに検討を進めること。

右決議する。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案（閣法第83号）

【要旨】

本法律案は、公的年金制度の一元化の一環として、農林漁業団体職員共済組合（以下「農林共済組合」という。）の年金給付等を厚生年金保険へ統合するとともに、農林共済組合の組合員であった期間を有する者に対する規定を整備する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農林漁業団体職員共済組合法等の廃止等

農林漁業団体職員共済組合法等を廃止し、旧農林共済組合の組合員を厚生年金保険の適用対象とする。

2 旧農林共済組合の組合員であった者に対する厚生年金保険が支給する年金給付に関する経過措置

(1) 旧農林共済法等による給付に関する経過措置

旧農林共済組合の年金給付等のうち、厚生年金相当部分については、厚生年金保険から支給する。

(2) 保険料率の特例

農林漁業団体の事業所等に係る厚生年金の被保険者については、特例保険料率を設定する。

(3) 存続組合の納付金

厚生年金相当部分の年金給付に要する費用に充てるため、旧農林共済組合は、厚生年金保険の管掌者たる政府に対して、当該費用に係る積立金に相当する額を納付する。

3 旧農林共済組合員であった者に対する特例年金給付に関する経過措置

旧農林共済組合の年金給付等のうち、旧農林共済組合員期間に係る職域年金相当部分（特例年金）については、統合後もなお経過的に存続する農林共済組合から支給する。

4 施行期日

この法律は、平成14年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 公的年金制度の一元化については、平成13年3月16日の閣議決定を踏まえ、財政単位の拡大と共通部分の費用負担の平準化を図ることを基本として、一元化に向けた取組の積極的な推進を図るとともに、そのための方策については、21世紀初頭の間に結論が得られるよう、検討を急ぐこと。
- 2 被用者年金制度の一元化に当たっては、被用者年金各制度の財政状況等について、適時適切な情報の開示を行うとともに、具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証を行うこと。
- 3 農林共済年金の厚生年金への統合の際の年金の裁定、支払等の移行措置については、被保険者及び年金受給者に不安や混乱が生じないよう、万全を期すること。
- 4 農林共済年金の厚生年金への統合に当たっては、雇用確保等の問題に対する適切な対応を含め、円滑な施行のために適正な対応を図ること。

右決議する。

水道法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（先議）

【要旨】

本法律案は、水道の管理を適正なものとし、かつ、水道水の安定供給を図るため、水道事業の広域化を促進するための規定を整備するとともに、専用水道の範囲の拡大、貯水槽水道に関する責任の明確化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 水道事業の広域化を促進するための規定の整備

水道事業の広域化等を通じて、水道事業者等が技術及び財政の両面から安定した基盤を確立できるようにするために、水道事業を統合する場合の手続を厚生労働大臣の認可制から事前届出制へと簡素化するとともに、水道事業者は水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者等に委託できるとする規定等を新たに設けることにより、中小の市町村が技術力の高い他の市町村等に包括的に業務を委託できる仕組みを整備する。

2 専用水道の範囲の拡大

利用者の多い自家用等の水道における管理を適正化するため、1日最大給水量が政令で定める基準を超える水道施設を専用水道の定義に追加することとする。

3 貯水槽水道に関する責任の明確化

ビル等の貯水槽水道における管理の充実を図るために、水道事業者が定める供給規程の要件に、貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていることを追加することとする。

4 情報提供の充実

水道の利用者への情報提供を促進するため、水道事業者は、水道の需要者に対し、水质検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならないものとする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 流域における健全な水循環の視点から、安全かつ良質な水道水の供給を確保するため、関係省庁との連携を強化しつつ、水環境の保全・再生に資する施策の充実を図ること。
- 2 環境への負荷を低減するため、節水型社会に向けた施策を積極的に進めるとともに、合理的な水需給計画とすること。
- 3 水道施設の老朽化や震災等への対策を充実する観点から、水道施設の更新が適切に行われるよう、技術的な支援や的確な助言の提供を行うこと。
- 4 近年の地下水汚染の進展やクリプトスピロジウム等の新たな病原性微生物、環境ホルモン等に対応するため、水道水質基準に係る国際的な動きも踏まえつつ、水質検査技術の向上と水道水質基準の強化・拡充に努めること。また、鉛の水質基準については、早期に見直すとともに、その達成に向けて技術的な支援や的確な助言の提供を行うこと。
- 5 貯水槽水道利用者の安全・安心を確保するため、衛生行政の強化・充実を図るとともに、水道事業者及び利用者が積極的に関与できる体制づくりについて検討を進めること。

右決議する。

確定拠出年金法案（第150回国会閣法第21号）

【要旨】

本法律案は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようとするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 確定拠出年金の種類及び加入者

- (1) 確定拠出年金は、企業型年金及び個人型年金の2種類とする。
- (2) 企業型年金は、厚生年金保険の適用事業所の事業主（以下「事業主」という。）が、労使合意に基づく規約を作成して実施し、60歳未満の従業員が加入者となる。
- (3) 個人型年金は、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）が規約を作成して実施し、国民年金第一号被保険者及び公的年金に上乗せする給付のない60歳未満の厚生年金保険の被保険者が申出により加入者となる。

2 掛金

- (1) 掛金は、企業型年金においては事業主が、個人型年金においては加入者が拠出する。
- (2) 掛金の額は、政令で定める拠出限度額を超えてはならない。

3 運用

(1) 加入者は、個人別管理資産（給付に充てるため積み立てられている個人別に管理された資産）について運用の指図を行う。

(2) 事業主及び連合会は、加入者が行う運用の指図に資するため、資産運用に関する基礎的な資料の提供等に努めなければならない。

4 納付

(1) 納付の種類は、老齢給付金（加入者であった者が原則として60歳に到達した場合）、障害給付金及び死亡一時金とする。

(2) 納付の額は、規約で定めるところにより算定した額とする。

(3) 老齢給付金及び障害給付金は、年金として支給するほか、規約に定めがある場合は、一時金として支給することができる。

5 個人別管理資産の移換

加入者が離転職した場合等においては、個人別管理資産を他の企業型年金又は個人型年金に移換するものとする。

6 確定拠出年金運営管理機関

加入者に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として主務大臣の登録を受けた法人でなければならないものとし、主務大臣が必要な監督を行う。

7 事業主等の行為準則

事業主、連合会及び確定拠出年金運営管理機関等について、加入者のため忠実にその業務を遂行しなくてはならないものとする等の行為準則を設ける。

8 税制上の措置

確定拠出年金に係る掛金、積立金及び給付について、各税法で定めるところにより、税制上必要な措置を講ずる。

9 その他

当分の間、一定の要件を満たす者については、脱退一時金の請求ができるものとする。

なお、衆議院において、施行期日を平成13年3月1日から平成13年10月1日とする修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、確定拠出年金が自己選択と自己責任に基づく初めての年金制度であることにかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1 確定拠出年金の実施に当たっては、本制度に対する国民の理解が深まるよう十分な周知を行うなど、円滑な実施を図るために必要な環境整備に努めること。

2 企業型年金規約の承認に当たっては、法律や政令で定める基準に合致していること及び労使合意が適正になされていることの確認を的確に行うこと。

3 確定給付型の企業年金等から確定拠出年金への移行に当たっては、労使合意が適正になされていること、並びに従前の確定給付型の企業年金及び移行時における権利の保護が十分なされていることの確認を的確に行うこと。

4 事業主等が加入者等に対して行う資産運用に関する情報提供については、提供されるべき情報及び提供に際しての禁止行為に係る基準を示し、加入者等が適切な理解のもと

に資産運用を行うことができるようすること。

- 5 受託者責任については、その理念・内容が事業主、運営管理機関など関係者に十分に周知され定着するよう努めること。特に、金融機関が運営管理機関を兼ねる場合は、加入者等のために忠実な業務の遂行が確保されるよう適切な指導を行うこと。
- 6 事業主、国民年金基金連合会や運営管理機関が確定拠出年金の実施に関し業務上取り扱う個人情報については、その適正な保管・使用に万全を期すよう指導を行うこと。
- 7 管理手数料については、加入者等の利益が図られるよう、運営管理機関の幅広い参入とその競争を基本に、サービスに応じた適正な水準となるように配慮すること。また、手数料についての情報が、加入者等に適切に提供されるようすること。
- 8 確定拠出年金の拠出限度額など拠出の在り方については、制度の実施状況などを踏まえ、今後とも検討すること。
- 9 国民年金第三号被保険者の取扱いについては、公的年金制度における取扱いとのバランスや本制度の導入の目的及び公平性の観点から、引き続き検討を行うこと。
- 10 年金に対する課税の在り方については、各制度間のバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討を行うこと。
- 11 国民が年金資産を運用するに当たっては、金融・証券市場の信頼と安心が確立されていることが必要であることにかんがみ、市場の公正性・透明性を高めるための改革を進めること。

右決議する。

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案（衆第47号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 前文

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和28年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であった者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成8年であった。

我らは、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにするものである。

ここに、ハンセン病の患者であった者等のいやし難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穀に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表すため、この法律を制定する。

2 定義

この法律において、「ハンセン病療養所入所者等」とは、らい予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者であって、この法律の施行の日において生存しているものをいう。

3 補償金の支給及び請求期限

国は、ハンセン病療養所入所者等に対し、その者の請求により、補償金を支給するものとし、支給の請求は、施行日から起算して5年以内に行わなければならないものとする。

4 補償金の額

(1) 補償金は、次に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分に従い、それぞれに掲げる額とする。

昭和35年までに、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 1,400万円

昭和36年から昭和39年までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 1,200万円

昭和40年から昭和47年までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 1,000万円

昭和48年から平成8年3月までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 800万円

(2) (1)の規定にかかわらず、昭和35年から昭和49年までの間に国立ハンセン病療養所等から2年以上退所していたことがあるものに支給する補償金は、ハンセン病療養所入所者等の区分及び退所期間に応じた額を(1)に掲げる額から控除した額とする。

5 支払未済の補償金

ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合、支払未済の補償金があるときは、これをその遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、死亡した者の相続人に支給するものとする。

6 損害賠償等がされた場合の調整

(1) 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償その他の損害のてん補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れるものとする。

(2) 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責めを免れるものとする。

7 名誉の回復等

国は、ハンセン病の患者であった者等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼の意を表するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとし、これらの措置を講ずるに当たっては、ハンセン病の患者であった者等の意見を尊重するものとする。

8 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案 (10件)

※は予算関係法律案

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※22	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	衆	13.2.9	13.3.21	13.3.27 可決	13.3.28 可決	13.2.27 厚生労働	13.3.16 可決	13.3.16 可決
※23	平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案	衆	2.9	3.21	3.27 可決	3.28 可決	2.27 厚生労働	3.16 可決	3.16 可決
※24	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	2.9	3.27	3.29 可決 附帯	3.30 可決	3.15 厚生労働	3.23 可決 附帯	3.27 可決
※31	経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案	衆	2.16	4.6	4.12 可決 附帯	4.18 可決	3.15 厚生労働	3.30 可決 附帯	4.3 可決
○ 13.4.6 参本会議趣旨説明 ○ 13.3.15 衆本会議趣旨説明									
34	確定給付企業年金法案	衆	2.20	5.28	6.7 可決 附帯	6.8 可決	4.3 厚生労働	5.25 修正 附帯	5.25 修正
○ 13.5.28 参本会議趣旨説明 ○ 13.4.3 衆本会議趣旨説明									
※44	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案	衆	2.27	6.25	6.28 可決 附帯	6.29 可決	6.6 厚生労働	6.20 修正 附帯	6.22 修正
82	障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案	参	3.16	4.3	4.5 修正 附帯	4.6 修正	6.7 厚生労働	6.20 可決 附帯	6.22 可決
83	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案	衆	3.19	6.20	6.26 可決 附帯	6.27 可決	6.6 厚生労働	6.13 可決 附帯	6.14 可決
89	水道法の一部を改正する法律案	参	3.21	5.22	5.29 可決 附帯	5.30 可決	6.7 厚生労働	6.22 可決 附帯	6.26 可決
150回 21	確定拠出年金法案	衆	12.11.14	6.13	6.21 可決 附帯	6.22 可決	1.31 厚生労働	6.8 修正 附帯	6.12 修正
○ 13.6.13 参本会議趣旨説明 ○ 第150回国会 12.11.28 衆本会議趣旨説明									

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
47	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案	厚生労働委員長 鈴木 俊一君 (13.6.11)	13. 6.12	13. 6.12	13. 6.12 (予備)	13. 6.14 可決	13. 6.15 可決			13. 6.12 可決